

瑞穂町行政評価委員会第43回補助金等審査分科会
審査・報告事項一覧

審査事項（1件）

番号	担当課	補助金等名称
7審査-4	福祉課	住民税非課税世帯等エアコン設置緊急支援事業

報告事項（1件）

番号	担当課	補助金等名称
7報告-11	環境課	瑞穂町合併処理浄化槽設置事業補助金

・補助金の内容については、資料を参照願います。

様式

7 審査-4

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	住民税非課税世帯等エアコン設置緊急支援事業
担当部署	福祉部 福祉課 福祉推進係
担当者名	上出 貴之
助成対象	住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯
規程等	住民税非課税世帯等エアコン設置緊急支援事業実施要綱（制定予定）
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>①支給対象世帯：住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯 約3,000世帯（見込み）</p> <p>※生活保護受給世帯は西多摩福祉事務所にて実施します。 助成上限額：100,000円／世帯</p> <p>※本体購入費、配送費、設置・工事費、撤去費等含む。</p> <p>②申請期間：令和8年5月から10月末</p> <p>③その他：居住している住居においてエアコンがない、又は故障等により使用できるエアコンがないこと。 現に稼働しているエアコンが、製造から15年以上経過していること。 町内にある店舗又は町内事業者において購入したエアコンであること。</p> <p>④財源：東京都補助金名称不明（補助率3／4）</p>
助成の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>東京都では、災害級とも呼べる夏の暑さに対して、住民の命を守る暑さ対策を強化するため、区市町村が地域の実情に応じて設定する低所得世帯のエアコン購入等に対する補助事業を開始します。当事業を活用し、低所得世帯のエアコン設置に係る費用を助成し、低所得世帯における熱中症対策を強化するものです。</p>

補助金額

令和8年度当初予算第1号補正にて補正予算を要求。

【歳入】

15都支出金－2都補助金－2民生費都補助金

節	細節	金額（千円）
社会福祉費補助金	住民税非課税世帯等エアコン設置緊急支援事業補助金	14,683

【歳出】

3民生費－1社会福祉費－1社会福祉総務費

節	細節	金額（千円）
報酬	会計年度任用職員報酬 3名	3,031
職員手当等	超過勤務手当	270
需用費	消耗品費	60
	印刷製本費	29
役務費	通信運搬費	44
扶助費	住民税非課税世帯等エアコン設置緊急支援事業助成金	15,000

助成金額

1世帯当たり100,000円

実施期間

令和8年5月から10月末

その他

生活保護受給世帯は、東京都西多摩福祉事務所にて同種の事業を実施するため、二重申請等が行われないよう連携を図る必要があります。

住宅防音工事により設置されたエアコンの買い替えについて、防衛省との調整が必要となります。

様式

7 報告-11

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町合併処理浄化槽設置事業補助金
担当部署	住民部 環境課 環境係
担当者名	渡辺 佳則
補助対象 第3条 町長の定める地域（下水道法第4条第1項により公共下水道の事業計画の認可を受けていない地域であり、同法第25条の23第1項により、流域下水道事業計画の認可を受けている地域。）において、専用住宅に処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置又は、更新しようとするものに対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては、補助金を交付しない。 (1) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認又は浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者 (2) 補助事業の期間内に合併処理浄化槽を設置することができない者 (3) 販売の目的で、合併処理浄化槽付専用住宅を建築（改築を含む。）する者。ただし、居住の目的で、当該専用住宅を購入する者がいる場合は、購入者に代り、補助金の交付の対象者となることができる。 (4) 専用住宅を借りている者で、賃貸借の承諾が得られていない者 (5) 合併処理浄化槽の処理水の放流方法について、関係者の承諾又は同意を必要とする者で、これらが得られていない者 (6) 処理対象人員10人以下の浄化槽を設置する者であって「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合しない構造の合併処理浄化槽を設置する者 (7) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会及びその会員である一般社団法人東京都浄化槽協会が実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」の対象になるものについては、同制度に基づき保証登録されていない浄化槽を設置する者	
規程等 瑞穂町補助金等交付規則 瑞穂町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱 東京都浄化槽設置事業補助金交付要綱 東京都浄化槽設置事業補助金交付に係る実施要領 (国) 浄化槽市町村整備推進事業実施要項 (国) 循環型社会形成推進交付金要綱 (国) 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領	

事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）

この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町長の定める地域内にて、専用住宅に処理対象人員 50 人以下の合併処理浄化槽を設置又は更新しようとする者に対して、予算の範囲内で設置費用の一部を補助するものです。

補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）

河川の水質汚濁を防止し、生活環境を保全するため、公共下水道整備を推進していますが、公共下水道未整備地域では、し尿の海を処理する単独処理浄化槽又は、し尿くみ取り層を使用しているご家庭があります。

河川の水質を悪化させる大きな要因の 1 つが、洗濯、お風呂などで使われた生活雑排水の流入によるものです。

単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を促し、公衆衛生の向上を図るため、又、合併処理浄化槽の機能維持のため、設置又は更新に対する補助を行う必要があります。

補助金額

補助金額については、瑞穂町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱にて定めているが、東京都浄化槽設置事業補助金交付に係る実施要領で定める基準額に合わせて以下の項目を追加したい。

浄化槽更新事業に伴い必要となる合併処理浄化槽の撤去に要した費用	120,000円
浄化槽の設置に伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要した費用	120,000円
浄化槽の設置に伴い必要となるくみ取り槽の撤去に要した費用	90,000円

補助割合

補助対象者への補助割合は、上記補助金額を上限とする。
東京都よりの補助割合 1 / 2 町負担割合 1 / 2

実施期間

令和 8 年 4 月 1 日

その他

東京都浄化槽設置事業補助金交付要綱及び同実施要領の一部改正があったことに伴い改正を行うものです。